

鴻巣市告示第256号

鴻巣市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱を次のように定める。

令和6年9月26日

鴻巣市長 並木正年

鴻巣市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、効率的な生活道路等の整備を図るため、市民等から寄せられる要望を適正に評価し、及び当該要望の事業化を検討する箇所を選定すること（以下これらを「事業評価等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(整備の種別)

第2条 この告示において、事業評価等の対象となる生活道路等の整備の種別は、次のとおりとする。

- (1) 道路改修 舗装の打替え、側溝の入替え等を行い、既存道路の状態を維持管理するために改修するもの
- (2) 道路改良 狭あいな道路の拡幅、未舗装道路の舗装の新設、側溝の新設等を行い、道路を一体的に整備するもの
- (3) 水路改修 水路を維持管理するために既存水路を整備するもの
- (4) 農道整備 農道（主に耕作のために利用されている道路をいう。）を整備するもの

(要望書の提出)

第3条 生活道路等の整備を要望する箇所（以下「要望箇所」という。）の属する区域の自治会長又は要望箇所に隣接する土地の所有者の代表者

(以下これらを「要望者」という。)は、生活道路等の整備を要望する場合は、生活道路等の整備に関する要望書(様式第1号。以下「要望書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の要望書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 要望箇所の状況が分かる写真

(3) 要望箇所に隣接する土地の所有者、居住者等が署名した整備同意書(様式第2号)

(4) 新たに用地を確保する必要がある場合にあつては、当該用地の所有者が署名した土地譲渡承諾書(様式第3号)

(5) 要望箇所に工作物、立竹木その他整備に支障となる物件が存する場合にあつては、当該物件の所有者が署名した物件移転等承諾書(様式第4号)

(要望書の評価)

第4条 市長は、前条の要望書が提出されたときは、生活道路等の整備の種別ごとに市長が別に定める評価表及び別表第1により評価を行うものとする。

(委員会の設置等)

第5条 市長は、前条の評価を適正に行うため、鴻巣市生活道路等整備箇所評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長の職にある者を、副委員長は都市建設部副部長の職にある者をもってこれに充てる。

3 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として会議に出席することができる。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、都市建設部道路課において処理する。

（事業化を検討する箇所の選定）

第9条 市長は、事業評価等を行った要望書のうち、整備の種別ごとにAランク（Aランクに該当するものがないとき、又は市の区域内における均衡に配慮する必要があると認めるときは、Bランク）に該当するものの中から事業化を検討する箇所（以下「事業化検討箇所」という。）を選定するものとする。

（事業評価等の結果の通知）

第10条 市長は、要望書の事業評価等が確定したときは、その結果を生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書（様式第5号）により、速やかに要望者に通知するものとする。

（要望書の取扱い）

第11条 市長は、第9条の規定により、事業化検討箇所を選定されなかった要望書については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により取り扱うものとする。

(1) Aランク及びBランク 事業化検討箇所を選定されるまでの間、毎年度、事業化検討箇所の選定対象とする。

(2) Cランク 事業化検討箇所の選定対象としない。

（要望書の再提出）

第12条 要望者は、第10条の規定による通知を受け取った後、要望箇所に係る状況、環境等に変化があったときは、要望書を再提出することができる。この場合において、当該要望書は新たに提出されたものとみ

なし、従前の要望書は、取り下げられたものとみなす。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に廃止前の鴻巣市道路等整備箇所評価実施要綱（平成17年鴻巣市訓令第1号）の規定により評価の対象となった道路及び水路の整備箇所は、この告示の規定による事業化検討箇所の選定対象とみなす。

別表第1（第4条関係）

ランク	整備区分	摘要	評価点
A	優先整備	整備による効果が期待でき、優先的に整備していくもの	75点以上
B	順次整備	Aに次いで順次整備していくもの	50点以上 75点未満
C	整備不可	現状では整備することができないもの	50点未満

別表第2（第6条関係）

総合政策課長 自治振興課長 保育課長 障がい福祉課長 農政課長 都市計画課長 吹上支所副支所長 川里支所副支所長 学校支援課長
--

様式第1号（第3条関係）

生活道路等の整備に関する要望書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住 所  
（自治会名： ）  
要 望 者 代 表 者  
電 話 番 号

生活道路等の整備について、鴻巣市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり要望します。

1 整備を希望する箇所（要望箇所）

土地の所在	※地番又は地先を記載してください。
整備の種別	道路改修 ・ 道路改良 ・ 水路改修 ・ 農道整備 ※要望する整備の種別を○で囲んでください。

2 整備を希望する理由

--

3 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 要望箇所の状況が分かる写真
- (3) 整備同意書（様式第2号）
- (4) 土地譲渡承諾書（様式第3号）
- (5) 物件移転等承諾書（様式第4号）

様式第2号（第3条関係）

整備同意書

年 月 日

私たちは、要望箇所に接する土地の所有者、居住者等として、鴻巣市が要望箇所の整備を行うことに同意します。

なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。

No	土地所有者又は居住者（世帯主）		所有する土地の地番 ※土地所有者のみ記入してください。
	住 所	氏 名	
1			鴻巣市 _____
2			鴻巣市 _____
3			鴻巣市 _____
4			鴻巣市 _____
5			鴻巣市 _____
6			鴻巣市 _____
7			鴻巣市 _____
8			鴻巣市 _____
9			鴻巣市 _____
10			鴻巣市 _____

※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。

様式第3号（第3条関係）

土地譲渡承諾書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住所又は所在地  
所有者 氏名（自署）  
電話 番号

私は、生活道路等の整備に当たり、下記の土地を鴻巣市へ譲渡することを承諾します。

なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。

記

No.	所有する土地の地番
1	鴻巣市 _____
2	鴻巣市 _____
3	鴻巣市 _____
4	鴻巣市 _____
5	鴻巣市 _____

※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。

様式第4号（第3条関係）

物件移転等承諾書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住所又は所在地  
所有者 氏名（自署）  
電話番号

私は、生活道路等の整備に当たり、下記の支障となる物件（工作物、立竹木等）について、移転し、又は除却することを承諾します。

なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。

記

No.	物件の所在する土地の地番	物件の種類
1	鴻巣市 _____	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）
2	鴻巣市 _____	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）
3	鴻巣市 _____	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）
4	鴻巣市 _____	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）
5	鴻巣市 _____	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）

※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。



様式第5号（第10条関係）

生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで提出された要望書について事業評価等を実施した結果、次のとおりとなりましたので、鴻巣市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱第10条の規定により通知します。

事業評価等の結果		
土地の所在		
整備の種類		道路改修 ・ 道路改良 ・ 水路改修 ・ 農道整備
ランク	整備区分	摘要

備考

- 1 生活道路等を整備（事業化）する場合は、別途お知らせします。
- 2 要望箇所に係る状況、環境等に変化があった場合は、要望書の再提出が可能です。この場合は、当該要望書は新たに提出があったものとして取り扱います。